



ただいま 手袋のまち

耐震化促進のため戸別訪問を実施します

※5月27日に発表（提供）した資料について、次のとおり変更します。

赤字部分が今回（6月1日）変更した箇所です。

令和6年1月に発生した能登半島地震において、古い建物が集中した地域などで、耐震性が不足する住宅の倒壊や火災の延焼などにより、被害が拡大したことを受け、同様の被害を未然に防止する観点から、本市では令和6年度から新たに「耐震化重点エリア」を設定し、戸別訪問に注力して取り組んでいるところです。

南海トラフ地震の発生確率が今後30年以内に60～90%程度と言われる中、さらなる耐震化の取組みが求められることから、今年度も引き続き、「耐震化重点エリア」を設定し、戸別訪問を実施します。

◆ 概要

- ・ 日 時 ~~令和8年6月2日（火曜日）10時30分～12時00分（集合～解散）~~
令和8年6月10日（水曜日）10時30分～12時00分（集合～解散）
- ・ 場 所 東かがわ市内（取材対象箇所1件）
- ・ その他 取材申込方法などの詳細については、別紙をご確認ください。

問い合わせ先

東かがわ市役所 都市整備課

電話 0879-26-1304 FAX 0879-26-1344

変更
5月27日に発表（提供）し、28
日に変更した資料について、さらに
次のとおり、変更します。
黒字見え消し：28日 変更
赤字：今回（6月1日）変更

令和8年6月1日

令和8年5月27日
住宅課 住生活企画グループ
ダイヤル 087-832-3584

令和8年度も引き続き「耐震化重点エリア」内における 未耐震住宅の戸別訪問を実施します

令和6年1月に発生した能登半島地震において、古い建物が集中した地域などで、耐震性が不足する住宅の倒壊や火災の延焼などにより、被害が拡大したことを受け、本県では、同様の被害を未然に防止する観点から、令和6年度から、市町と連携して「耐震化重点エリア」を設定し戸別訪問を実施したところです。

南海トラフ地震の発生確率が今後30年以内に60～90%程度と言われる中、さらなる耐震化の取組みが求められることから、今年度も引き続き、市町と連携しながら戸別訪問を実施します。

訪問エリア及び対象戸数については、25エリア1,961戸（5月22日時点）を目標にスタートすることとしておりますが、今後市町の訪問の進捗に合わせ順次更新していきます。

訪問先では、所有者等に、耐震化を前向きにとらえ、できるだけ早期に取り組んでいただけるよう、必要性や重要性を説明するとともに、耐震診断・改修の補助制度や安価で工期も短縮できる「低コスト工法」を紹介することとしています。

1 日 時：~~令和8年6月2日（火）10時30分～12時00分（集合～解散）~~
台風のため、以下の日程で延期します。

令和8年6月10日（水）10時30分～12時00分（集合～解散）

2 場 所：東かがわ市内（1件）

3 取材申込方法：当日、現地での取材を希望される場合は、下記住宅課E-mailアドレス宛に①会社名、②氏名、③緊急連絡先を明記の上、~~5月29日（金）17時までに~~6月5日（金）までに再度連絡ください。

取材申込E-mailアドレス jutaku@pref.kagawa.lg.jp

（なお、現地が狭いため、申込多数の場合は、複数の組に分かれて取材をお願いする可能性があります。その場合は、再度、集合時間を調整させていただきますので、ご了承ください。）

出発時間になりましたら、集合場所（別紙）から現地まで約10分、徒歩で移動します。

4 その他

○「耐震化重点エリア」設定及び未耐震住宅の抽出方法について

県が市町に対して、地震発生時に被害が拡大するおそれがある地域を例示し、市町が具体的なエリアを設定。その中にある、昭和56年以前に建築された住宅（耐震改修済みを除く）を抽出する。

➡被害が拡大するおそれがある地域の例

- ・ 古くからの集落を形成している地域（旧街道沿いなど）
- ・ ハザードマップにおける津波浸水区域
- ・ 緊急輸送道路沿道地域 など

➡昭和56年以前に建築された未耐震住宅の抽出方法の例

- ・ 建築確認申請の手続きが、昭和56年以前に行われている住宅
- ・ 昭和56年以前の航空写真に写っている住宅 など

○各市町の訪問開始時期

本日、戸別訪問を開始した自治体は、東かがわ市です。
（残る市町も、今月から訪問を開始する予定です。）